Press Release

厚生労働省山口労働局発表令和5年10月13日(金)

 担
 厚生労働省山口労働局労働基準部賃金室

 室長補佐
 大塚
 智

 当
 賃金指導官
 吉冨
 雄治

 電
 話
 083-995-0372

報道関係者各位

山口県特定(産業別)最低賃金の引上げを答申

特定最低賃金(4業種)の時間額を38円~51円引上げ 鉄鋼に続き、輸送も時間額で1,000円を上回る金額に

山口地方最低賃金審議会(会長 小林 友則)は、山口労働局長(名田 裕)に対し、 山口県特定(産業別)最低賃金の4業種(鉄鋼、電気、輸送、百貨店)を下記のとおり 改正する旨の答申を行いました。

山口労働局長は、この答申を受けて、異議申出に関する手続を経て、山口県特定(産業別)最低賃金を改正決定することになります。改正額の効力発生日は、令和5年12月15日となる予定です。

山口労働局では、改定された最低賃金が確実に順守されるよう、周知・広報に取り 組むとともに、中小企業・小規模事業者の皆様へ、業務改善助成金等の賃金の引上げ に向けた環境整備を図るための支援施策を推進してまいります。

記

山口県特定(産業別)最低賃金 (4業種)	現行 時間額	答申時間額 (引上げ額)	引上率	効力発生 予定日
山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、 非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素 形材製造業最低賃金	1,024 円	1,064 円 (40 円)	3.9%	令和 5 年 · 12 月 15 日
山口県電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造 業最低賃金	948 円	986 円 (38 円)	4.0%	
山口県輸送用機械器具製造業最低賃金	985 円	1,036 円 (51 円)	5.2%	
山口県百貨店,総合スーパー最低賃金	907 円	948 円 (41 円)	4.5%	
(参考)山口県最低賃金	928 円			令和 5 年 10 月 1 日 発効済